

# 高等教育改革と所得連動型ローン イギリスを中心として

小林雅之  
東京大学  
大学総合教育研究センター

# 各国の授業料・奨学金制度改革

- ▶ 高等教育改革の焦点のひとつ
- ▶ = 高等教育財政改革
- ▶ その一環としての授業料・奨学金制度改革
  - 授業料の徴収・高騰
  - これに対応して奨学金制度改革・整備
  - 教育費負担問題
  - 教育機会均等
  - 情報ギャップと教育費負担・進路選択
- ▶ 各国とも大きな改革が進行中

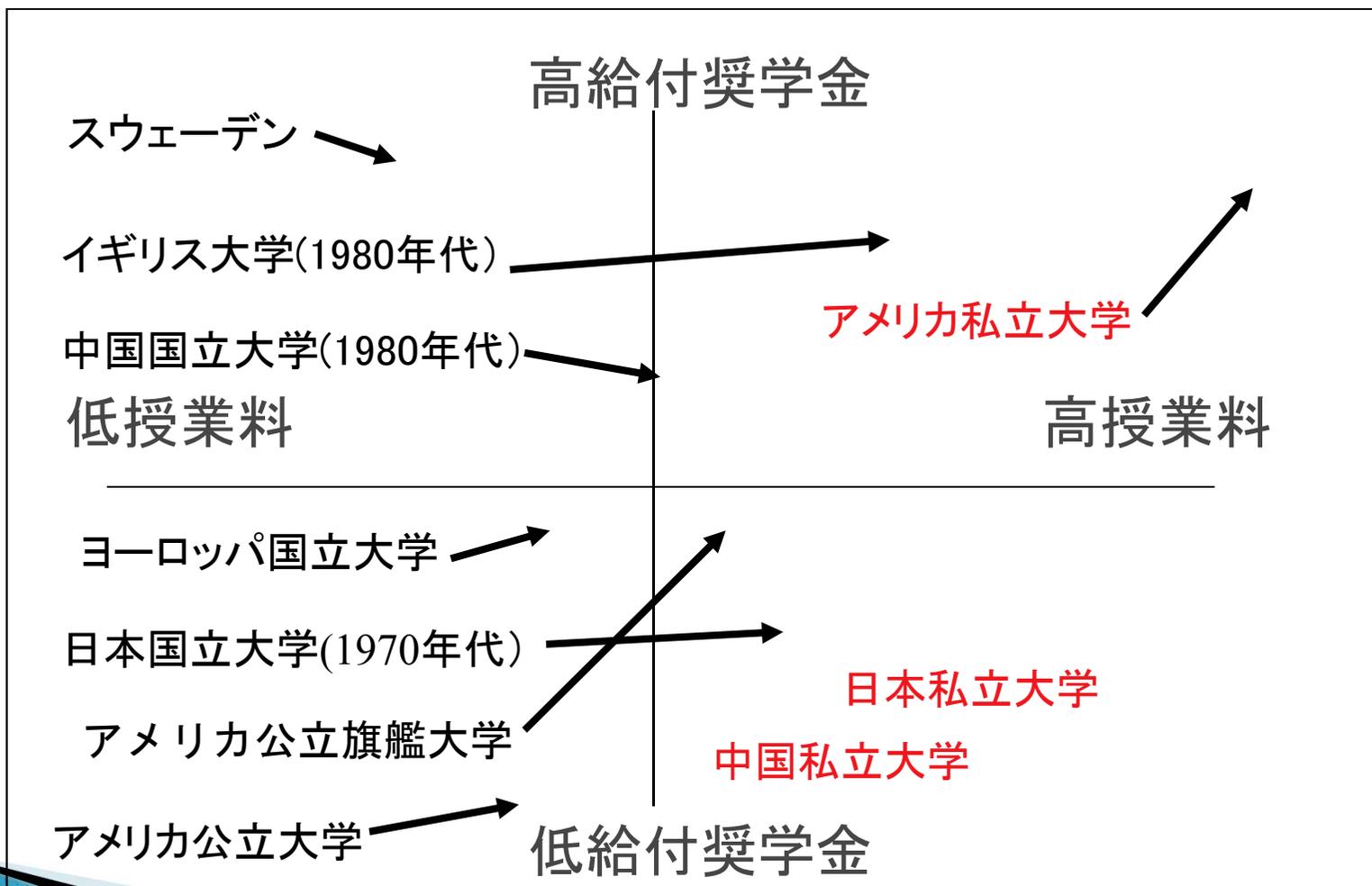
# 授業料の徴収と値上げ

- ▶ 授業料の徴収
  - オーストラリア 1989年 高等教育貢献拠出金制度
  - HECS(Higher Education Contribution Scheme)
  - イギリス 1998年より授業料徴収, 当初1,000ポンド
  - ドイツ 一部の州で一部の長期在学学生などから授業料徴収
- ▶ 授業料の大幅値上げ
  - アメリカ私立大学・アメリカ公立旗艦大学
  - イギリス 2006年より3,000ポンドに、2012年9,000ポンド
  - 中国 高騰のため, 国公立大学は上限設定6,000元
  - 韓国 高騰が社会問題化(特にソウル地区の国公立大学)
- ▶ 背景
  - 高等教育のマス化
  - 公財政の逼迫
  - 学生1人当たりの教育コストの上昇

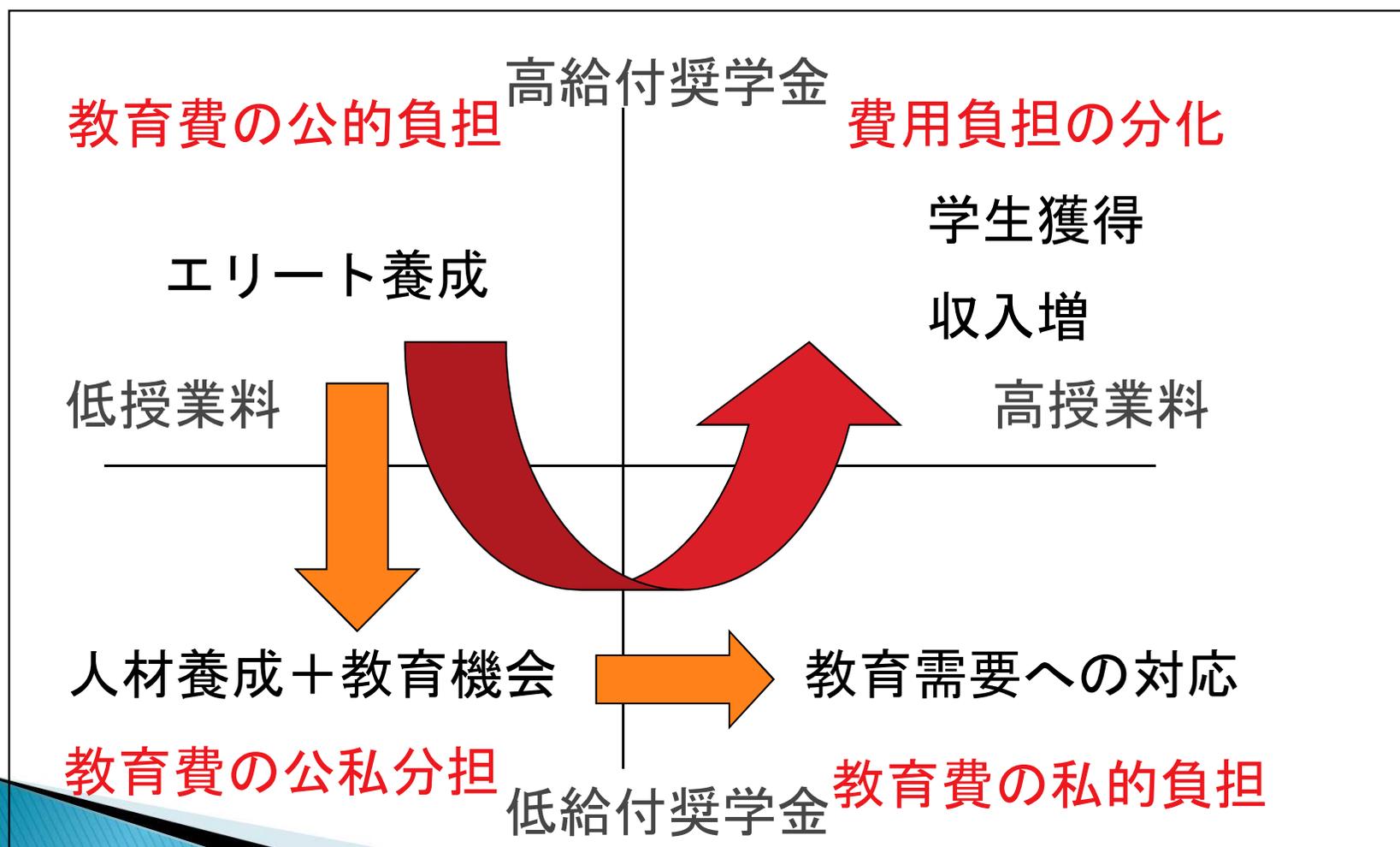
# 大学授業料高騰の要因

- ▶ 教育費の大部分は人件費、大学は労働集約的産業で効率化が難しい
- ▶ 施設設備費なども常に増加する傾向
- ▶ 大学の質の向上には上限がない。教育費用には上限がない。
- ▶ 費用病 (Cost Disease) (Baumol)
- ▶ 費用の収入理論 (Revenue Theory of Cost) (Bowen)
- ▶ なぜ定価授業料を下げないのか
  - シーバス・リーガル効果 (Chivas Regal Effect)

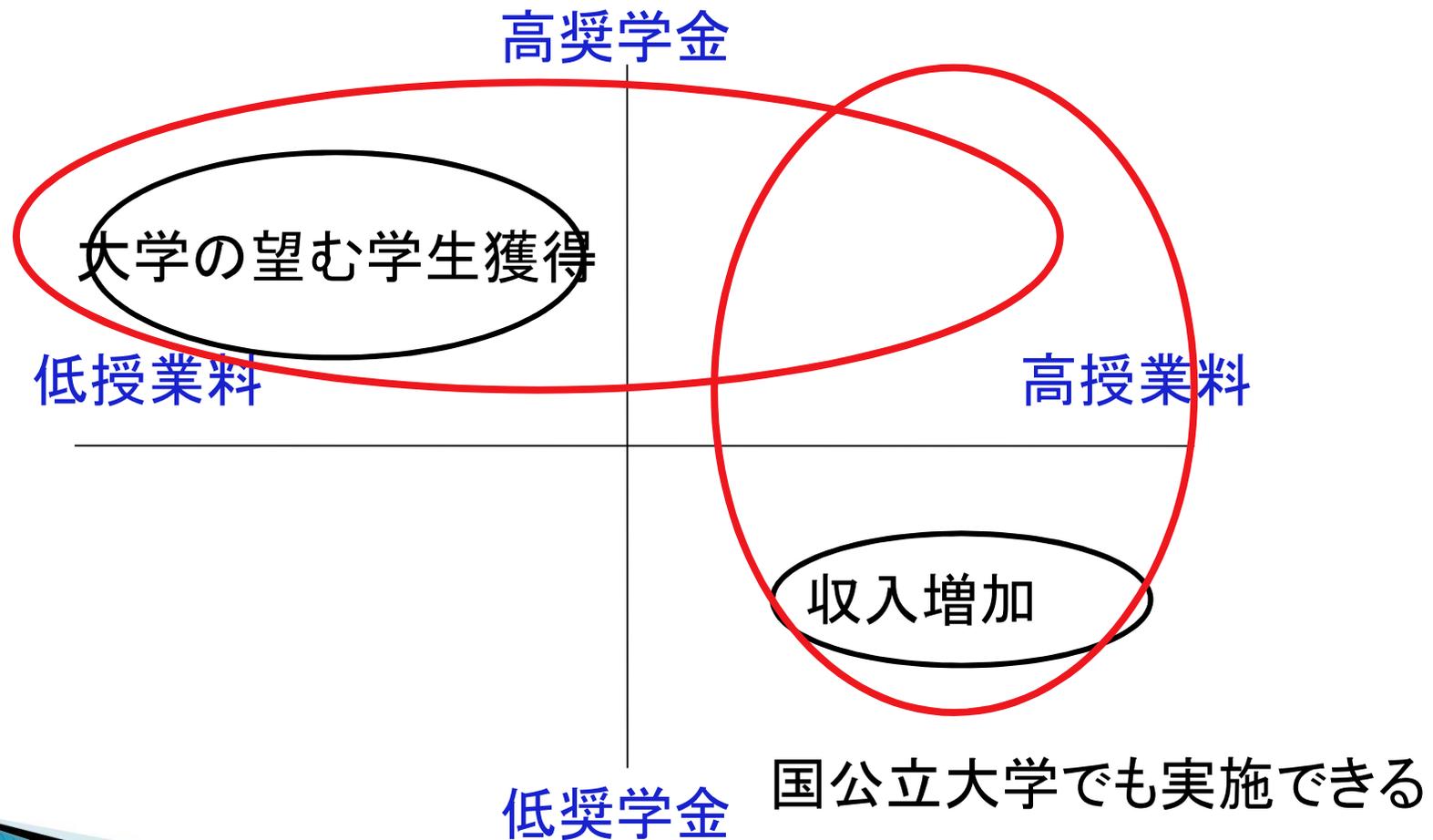
# 各国の大学授業料／給付奨学金 (grants) 政策



# 大学授業料／給付奨学金政策の推移



# 高授業料／高奨学金政策の目的



# 各国の改革に共通の動向

- ▶ 授業料と奨学金のセット改革
- ▶ 高授業料・高奨学金政策
  - ハーバードなどローンフリー政策
    - 定価授業料5万ドル, 実質は平均8千ドル(5万ドルからゼロ、さらにはマイナスの授業料)(給付奨学金受給率60%)
- ▶ 教育費分担のシフト
- ▶ もともとは公的負担の比重が高かったが, 公的負担から私的負担へ, グラント(給付奨学金)からローンの比重の拡大  
→親負担から子負担へ
- ▶ オバマ政権 ローン負担, ローン回避問題から再びグラントの重視へ

# 所得連動型ローン

## Income Contingent Loan

- ▶ ローンの負担を軽減させ、回収率を上げる
- ▶ 卒業後の所得に応じて返済、低所得ほど負担が少ない
- ▶ 6つの要素
  - 所得に応じた返済額(所得の一定の割合)
  - 一定所得以下での返済猶予
  - 一定期間あるいは年齢で帳消しルール
  - 利子補給
  - その他の考慮すべき要因(家族人数など)
  - 源泉徴収あるいは類似の方法
- ▶ 各国の所得連動型ローンはこの6つの要素を組み合わせている
- ▶ 上記の要素を変えることにより返済額は変化し、返済期間も変わる。
- ▶ 所得の把握と源泉徴収のため、国税当局の協力が不可欠。

# 各国の所得連動型返済

- ▶ 豪HECS, イギリス, アメリカなどで採用されている
- ▶ 卒業後, 所得に応じて支払う
- ▶ 返済額 英 所得の0~3.6%((所得-2.1万ポンド) \* 9%)
- ▶ 豪HECS 所得の0~8%
- ▶ 一定額以下の所得場合, 返済を猶予(英は約360万円、豪は約470万円、米は家族人数に応じて1から5万ドル)
- ▶ 一定期間や一定年齢で返済を免除する場合も(英、米)
- ▶ 豪と英では個人の所得のみが返済の基準(配偶者の所得などは考慮されない)。米では家族人数が考慮される。
- ▶ 所得から源泉徴収される場合が多い(豪・英)
- ▶ 英は2011年まではインフレスライド分のみで実質的には無利子
- ▶ 英は2012年度より一部所得に応じて有利子化(0から3%)
- ▶ アメリカでは所得連動型は人気がない(全体の1割以下)
  - 高利子負担のため(6.8%から7.9%、特例として3.4%の措置)
  - 周知不足
  - デフォルトの返済プランは標準型(10年返済)のため、学生はこれを選択しやすい

# 各国の所得変動型ローン

	オーストラリア	イギリス	アメリカ
名称	HECS	授業料ローンと生活費ローン	所得基礎型返済プラン (IBR, Pay As You Earn)
返済額	課税所得に0から8%の返済率をかけた額 (前払い10%割引)	所得から下記の金額を引いた額の9%	所得から下記の金額を引いた額に、所得と家族人数に応じて0から10%
返済猶予最高額	51,309ドル (約470万円)	21,000ポンド (約357万円)	家族人数に応じて10,000~50,000ドル
徴収方法	源泉徴収	源泉徴収	小切手等
利子率 (政府補助)	物価上昇率 (実質利子率ゼロ)	物価上昇率 + 0~3% (所得による)	有利子 (政府補助なし)
返済免除	本人死亡	30年間または65歳	20年間または公的サービス10年

注: アメリカの連邦政府ローンにはこの他, Income ContingentとIncome Sensitive Repayment Loanがある

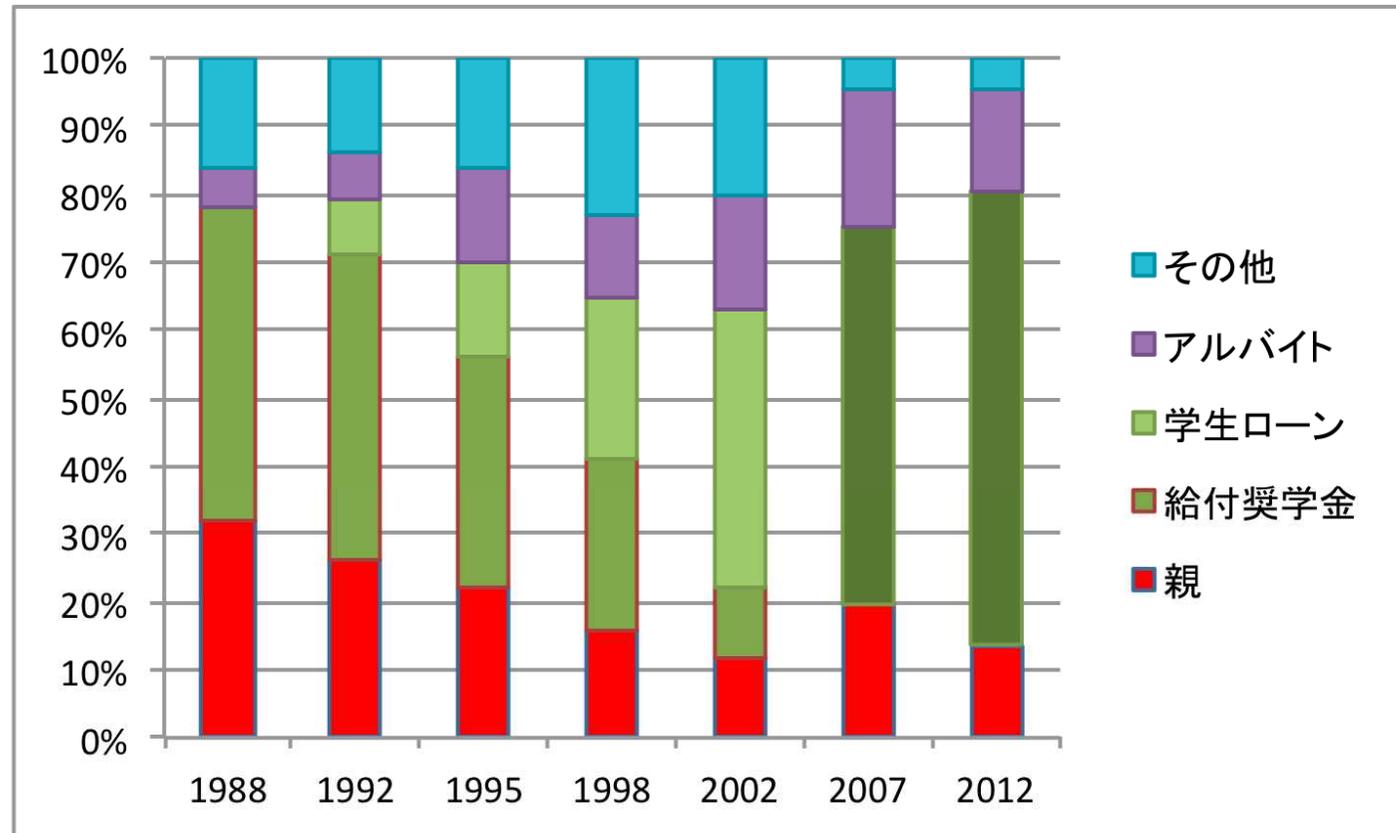
# イギリス 授業料と奨学金改革

- ▶ 1998年 授業料の導入と給付奨学金の廃止
- ▶ 2004年 給付奨学金の復活
- ▶ 2006年度改革
  - 各大学が授業料設定(最高3,000ポンド)
  - 9割の大学が3,000ポンドと設定
  - 2,700ポンド以上の授業料を設定した場合、大学独自奨学金(0~5,000ポンド)を提供する義務、受給基準、受給額は各大学が設定
  - Office for Fair Accessとの協定が必要
  - 政府給付奨学金(maintenance grant)の拡大(最高額2,906ポンド)
  - スチューデント・ローン・カンパニーの教育ローンの大幅拡大
- ▶ 2010年のブラウン・レポート
  - 授業料の7,000ポンドまでの値上げを提唱
  - 給付奨学金はあわせて充実させる必要と提案
- ▶ 2011年教育白書(Students at the Heart of the System)
  - 学生の選択権を拡大することを提唱
  - 授業料大幅値上げを提唱(ほとんどの大学が9,000ポンド)
  - 給付奨学金の拡大(National Scholarship Programme)。ただし、学士課程については2015年度に廃止予定。

# イギリスの2012年改革による所得連動型ローンの変更

- ▶ 所得連動型返済猶予所得最高額を1.5万ポンドから2.1万ポンドに引き上げ
- ▶ 実質無利子から可処分所得に応じた0から3%の利子率の導入
- ▶ 帳消し期間を25年から30年に引き上げ
- ▶ 以上の措置により未返済＋利子補給による政府負担額のローン総額に対する比率(default rate)は、従来の30%から40%や48%になると推定されている。

# イギリス 大学生の収入の変化



Data: Student Income and Expenditure Survey,

(注) 2007年以降は「給付奨学金」と「学生ローン」は分けて尋ねていない。

# HECS-HELP 2014

## 費用だけではなく将来の期待所得に基づく返済額

バンド	専攻分野	学生貢献分(万円)
バンド1	人文科学, 教養・学芸(Arts), 行動科学, 心理学, 社会学, 外国語, 映像・芸術学, 教育学, 看護学	0 - 55.3
バンド2	コンピュータ, 人間環境学(built environment), 保健科学, 工学, 測量学, 農学, 数学, 統計学, 理学	0 - 78.8
バンド3	法律, 歯学, 医学, 獣医学, 会計学, 商学, 経営管理, 経済学	0 - 92.2

(注) 1豪ドル=91.5円として計算

Data: Commonwealth of Australia, 2013 HECS-HELP Commonwealth supported places information for 2014

# 返済免除制度

- ▶ 各国とも導入されているのが、一定の条件を満たした時にローンの返済を減免する制度
- ▶ イギリスでは30年間返済した後の残額は帳消しにされるほか、一定の条件を満たせば、ローンを給付奨学金に変更し実質的に減免になる制度がある。教師や看護職になる場合にも給付奨学金が支給される。
- ▶ オーストラリアでも、2013年度まで数学と科学が国家優先バンドとなり、HECSの金額が低く設定されていた。さらに数学・科学に加えて、保育・教育・看護の専門では関連した職に就いた場合、返済額が減額されるなどの優遇措置がある。幼児教育と看護職も同様の手当がなされている。
- ▶ アメリカでも、所得基礎型ローンなどでは、10年間公的職業に就いた場合、ローンの残額の返済は免除される。その他の場合には20年で帳消しになる。
- ▶ 中国でも、教員や特定地域で特定の職業に就いた場合には授業料免除などの制度がある。
- ▶ こうした仕組みのない我が国ときわめて対照的である。

# 参考文献

- ▶ 小林雅之 2013年「大学の教育費負担 ―誰が教育を支えるのか」上山隆大他編『大学とコスト』岩波書店。
- ▶ 小林雅之 2013年「教育費『誰が負担』議論を」日本経済新聞 2013年9月30日。
- ▶ 小林雅之・劉文君 2013年『オバマ政権の学生支援改革』東京大学・大学総合教育研究センター。
- ▶ 小林雅之 2012年「家計負担と奨学金・授業料」日本高等教育学会編『高等教育研究』第15集, 115-134頁。
- ▶ 小林雅之編 2012年『教育機会均等への挑戦 -授業料・奨学金の8カ国比較』東信堂。
- ▶ 小林雅之 2010年「学費・奨学金政策への提言」『大学マネジメント』18-23頁。
- ▶ 小林雅之 2010年「学費と奨学金」『IDE -現代の高等教育』520, 18-23頁。
- ▶ 小林雅之 2010年「今後における学生への経済的支援のあり方 -諸外国と比較して-」『大学と学生』第88号。
- ▶ 小林雅之 2010年「教育費負担と進学格差」『教育』774, 105-113頁。
- ▶ 小林雅之 2009年『大学進学の世界』東京大学出版会。
- ▶ 小林雅之 2008年『進学格差』筑摩書房。
- ▶ 小林雅之 2009年「大学院生の経済的支援」『IDE 現代の高等教育』512, 16-21頁。
- ▶ 東京大学 2009年『平成 21 年度先導的の大学改革推進委託事業 高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する 調査研究報告書』  
([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/.../2009/07/.../1281308\\_8.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/.../2009/07/.../1281308_8.pdf))
- ▶ 日本学生支援機構 2010年「アメリカにおける奨学制度の調査報告書」  
([http://www.jasso.go.jp/statistics/scholarship\\_us/scholarship\\_us.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/scholarship_us/scholarship_us.html))